閲覧および謄写請求書

関西大学生活協同組合　御中

　私は、貴組合が保管する消費生活協同組合法第25条の2、同第26条の5、同第30条の7、同第31条の7、同第45条、同第53条の2に規定され、貴組合定款第35条第1項に記載する以下の項目について、定款第35条第3項および同第78条に則り以下の行為を請求します。

記

1. 請求項目

☐ 定款　　☐ 規約　　☐財務諸表　　☐組合員名簿

☐ 理事会議事録　　☐ 総代会議事録

2. 請求行為

☐ 閲覧　　☐ 謄写

3. 請求の方法

☐ 来訪（原則。事前に電話連絡のうえ、必要な本人確認書類等をご用意ください。）　　☐ 郵送

4.請求理由

5. 本人確認資料（請求者本人および代理人ともに必要です。代理人による請求の場合の請求者本人の本人確認資料は以下の中から顔写真付きのものは1点、そうでないものは2点のコピーとなります。）

【請求者本人の属性】

☐組合員　　☐債権者（「理事会議事録」については裁判所の許可を得た組合の債権者に限る）

【本人確認資料】

☐①運転免許証　　☐②パスポート　　☐③健康保険証　　☐④個人番号カード

☐⑤住民票の写し　　☐⑥住民票記載事項証明（氏名、生年月日、住所、世帯主、続柄 ）

☐⑦公的資格証明書等（顔写真付き）　　☐⑧組合員証　　☐⑨裁判所許可証

☐⑩委任状　　☐⑪申請者本人との関係証明書

＊ コピーについては請求者本人および代理人それぞれ④⑤は個人番号部分を判読不能にしてください。⑦⑧は来訪時（現物提示）のみ有効で、うち⑧については申請者本人または代理人が組合員の場合に限ります。⑩⑪は代理人申請の場合に必要となります。

（2 枚目に続く）

年　　月　　日

請求人氏名（自署）　　㊞

住所　〒

電話　（　　）　　－

代理人氏名（自署）　　㊞

住所　〒

電話　（　　）　　－

請求人との関係

☐ 法定代理人等　☐ その他の代理人：親族　弁護士　他（　　）

1. 当請求書に必要事項を全て記載のうえお申し込みください。記載漏れや必要書類漏れがある場合は応じられない場合があります。また、ご要望の一部または全部について法令等により応じられない場合がありますが、その場合はその旨をご案内致します。
2. 請求人が未成年者又は成年被後見人の場合には、代理人（法定代理人）欄も必ずご記入ください。それ以外の場合は、代理人による請求時のみご記入ください。
3. 謄写の場合、謄写にかかる費用は請求者の負担となります（コイン式コピー機をご利用ください）。
4. 当該資料の郵送には応じられません。予めご了承ください。
5. 時期により営業時間が異なります。ご来訪の場合は、必ず事前に電話連絡によりご確認ください。
6. ご質問等は下記宛にお願いします。

〒565-0842　大阪府吹田市千里山東3-10-1　関西大学生活協同組合　総務部
電話：(06)6368-7527　FAX：(06)6368-7555　Eメール：ku-info@kandai.ne.jp